

上田薬発第 66 号
平成 31 年 3 月 8 日

会員 各位

一般社団法人上田薬剤師会
会 長 飯島 康典

G23 一般社団法人上田薬剤師会の研修認定シールの管理について
(状況報告)

去る 3 月 1 日 NHK ニュースで報道された「かかりつけ薬剤師」に必要な研修認定シールネットで売買との内容を受け、本件が住民の薬剤師に対する信用に係る重大な問題と捉え、G23 一般社団法人上田薬剤師会研修認定シールを発行する側としての当会の対応を検証したので次のとおり報告申し上げます。

また、国（厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 薬局・販売制度企画室）でも本件を重要な問題と受け止め、各研修認定シール発行プロバイダーあてに研修認定シールの管理状況を照会する調査が実施されております。

当会では CPC 薬剤師生涯研修認証機構から G23 として認証を得て、平成 29 年 8 月 23 日から研修認定シールの発行を行ってきました。

当会では研修認定シールの重要性を厳格に受け止めておりその確実性を担保するため下記の方法により研修認定シールの厳格な取扱いに努めております。

そのため当会の研修認定シールは当人による研修認定シールの該当研修以外の研修への流用の他、他者への研修認定シールの譲渡等の不正使用についてはチェックできるシステムになっていることを報告します。

記

1 研修認定シールの対象研修に対する対応性の厳格化

G23 研修認定シールは各研修毎特定の番号を付与しております。

研修とそれに対応する研修認定シールはその番号を記載することで 1 対 1 の対応を確保しているということです。

例示。直近の当会学術大会実施とそれに伴う特別講演会実施の際の研修認定シールは 薬剤師生涯研修認定制度 G23-190303 と記載し、認定単位 2 単位の表示を行っております。（この番号は少なくとも 100 年間 は同一番号の発生はありません。）。

2 研修受講者名簿の厳格性の確保

各研修毎専用の名簿用紙を作成し、受講者本人の署名を確認しており、署名の確認できた者のみに研修認定シールを交付しております。

3 研修認定シールの作成の厳格化

研修認定シールは各講習会の参加予定を募る等して過大には作成せず必要最低枚数の作成に努めております。

また、研修参加者が作成済み研修認定シールの枚数より少なかった場合には、研修終了時点で残余研修認定シールをシュレッダーで処理し、持越しが無いようにしています。

もともと当会の認定シールは上記1～2で示した通り、次の研修会等への流用又は他者への譲渡等の不正使用はチェックできるシステムを構築していますが、念には念を入れて対応しております。

4 研修認定シールの特定役員への集中の排除

記1～3の通りに対応しておりますが、更に安全の為、特定役員が研修認定シールを保有することが無いように、厳重に研修認定シールの管理を実施しています。

5 研修受講記録の管理を実施

2の名簿をベースに研修認定シール発行記録を管理しております。その結果生涯研修認定薬剤師認定申請が当会へ出された際は、当会 G23 の研修認定シールについては研修認定シール発行記録との整合性をチェックした上で認定申請の正当性が確認できた上で初めて会の内部決済を受けて認定薬剤師証を発行しております。

また、当会発行の研修認定シールについて、当会以外の CPC プロバイダーから照会があった場合は、当会が研修認定シールを最初に発行した平成 29 年 8 月 23 日まで遡って照合し、他プロバイダーを利用した研修認定シールの不正使用を阻止できるシステムとしております。

6 記1～5までの対応にもかかわらず万が一当会 G23 の研修認定シール及び他の CPC プロバイダーの研修認定シールの不正使用が判明した場合は次のとおり対応します。

当会会員の場合は認定申請自体を無効とするとともに、会員としての対応を停止し、その不正内容の事実について公表します。

当会会員以外の場合も認定申請自体を無効とするともに、その不正内容の事実を公表します。

7 以上により当会の研修認定シールは本人による他の研修受講への流用、又は他者への譲渡等による不正使用についてはチェックできるシステムとなっておりますことを報告します。